1　当該招請の主旨
本業務については、飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理システム（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用を確実に実施するため、保守業務等の運用支援をする必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な知的財産権及び技術情報を有している法人等との契約手続に移行する。
2　業務概要
⑴　業務名　平成29年度飛行情報管理システム等運用支援
⑵　業務内容　飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理システム（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用支援業務を行うものである。
⑶　履行期限　平成29年４月１日～平成30年３月31日
3　業務目的
本業務は、飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理システム（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用を確実に実施するために、万全の注意をもって保守を行うとともに、障害発生の際には速やかに対応し、障害復旧に努める運用支援をすることを目的とする。
4　応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　東京航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
③　東京航空局長から「航空局所握に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
④　特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
(a)　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
(b)　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ｲ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　技術力に関する要件
本作業を行うにあたって、「平成29年度飛行情報管理システム等運用支援」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。
⑶　業務執行体制に関する要件
①　契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。
②　実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。
⑷　その他の東京航空局長が必要と認める要件
運用支援を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることが出来ること。
5　手続等
⑴　担当部局
〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15（九段第二合同庁舎）　国土交通省東京航空局総務部経理課契約係　電話03―5275―9312　ファクシミリ03―3221―3673
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
平成29年２月16日から平成29年２月27日まで　⑴に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成29年２月28日（火）17時00分　⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）
または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑶　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of contract: Contract of maintenance for Flight Data Management System and others 1 set
⑵　Time-limit to express interests: 5:00 P.M February 28, 2017
⑶　Contact point of documentation to the proposal: Planning Department, TAKATA, General Affairs Department, Accounting Division, East Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―15 Kudanminami Chiyoda-ku Tokyo 102―0074 Japan. TEL 03―5275―9312
⑷　Name of administrator in charge of the contract and Division which he or she belongs: KATSUHIRO YAMAGUCHI DirectorGeneral of the East Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport.

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年２月16日
大阪航空局長　千山　善幸

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。
なお、本公示に係る契約締結は、当該契約に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
１．当該招請の主旨
本業務は、飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理装置（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用を確実に実施するために、万全の注意をもって保守を行うとともに、障害発生の際には速やかに対応し、障害復旧に努める運用支援業務を行うものである。
下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。
なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札へ移行する。
２．業務概要
⑴　業務名　平成29年度飛行情報管理システム等運用支援（大阪航空局管内）
⑵　業務内容　飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理装置（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用支援。
⑶　履行期間　平成29年４月１日～平成30年３月31日
３．業務目的
飛行情報管理システム（ＦＤＭＳ）、航空交通管理システム（ＡＴＭ）、運用・信頼性管理装置（ＯＲＭ）及びその附帯設備の運用を確実に実施するために、万全の注意をもって保守を行うとともに、障害発生の際には速やかに対応し、障害復旧に努める運用支援業務をすることを目的とする。
４．応募要件
⑴　基本的要件
［１］　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
［２］　予決令第71条の規定に該当しない者であること。